

川口市共同保育実施要綱

令和3年 8月 1日 部長決裁

令和6年11月11日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び企業主導型保育施設（以下「施設・事業所」という。）において、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について」（平成31年3月29日事務連絡）及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日こ成保38・5文科初等第483号）で規定する共同保育の実施に関し必要な事項を定め、もって保育士等の勤務環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同保育 土曜日又はお盆期間において、他の施設・事業所と共同で行う保育をいう。
- (2) 実施施設 自園の児童に加え、他の施設・事業所を利用している児童を受け入れて、共同保育を実施する施設をいう。
- (3) 依頼施設 共同保育を実施施設に依頼する施設・事業所をいう。
- (4) お盆期間 8月13日から8月16日までの期間をいう。

(実施施設・依頼施設間の協議等)

第3条 実施施設及び依頼施設は、共同保育を実施する際の体制や安全対策、費用負担等について十分に協議し、合意したうえで、共同保育に関する協定書を締結しなければならない。

- 2 前項に規定する合意については、実施施設と依頼施設との間で、それぞれの役割分担及び責任の所在を明確化するとともに、実施施設において、本来の業務に支障が生じない体制が確保されたものでなければならない。

(実施要件)

第4条 実施施設及び依頼施設は、共同保育の実施に当たり、次の各号すべてを遵守しなければならない。

- (1) 実施施設は、実施施設に適用される設備運営基準及び職員配置基準（以下「基準」という。）を遵守すること。
- (2) 実施施設の共同保育における開所時間は、原則11時間以上とすること。
- (3) 依頼施設は、共同保育の実施日に、依頼施設に在籍する児童の引継ぎを行うことを目的として、依頼施設に勤務する保育士等を、実施施設に1名以上配置すること。
- (4) 実施施設は、保育に必要な給食を提供すること。また、アレルギー等、配慮が必要な児童の状況を十分踏まえた給食を提供すること。

- (5) 実施施設及び依頼施設は、共同保育の開始、実施内容の変更及び廃止に当たり、在籍する全ての児童の保護者に書面で説明を行い、書面で同意を得ること。ただし、保護者が承諾した場合に限り、書面以外の方法により行うことができる。
- (6) 実施施設は、災害時の人員体制、指揮系統、備蓄品、職員等の連絡先、その他災害に備えて決定又は共有しておくべき事項について、依頼施設と協議のうえ、共同保育に係る非常災害対策計画を備えておくこと。

(費用徴収)

第5条 共同保育の実施によって生じる費用は、実施施設及び依頼施設が負担し、保護者からの費用徴収は、延長保育料を除き、原則として認めないものとする。

(児童の保育状況等の把握)

第6条 実施施設は、共同保育の実施に必要な限りにおいて、依頼施設に対し、依頼施設に在籍する児童の保育状況等について照会し、又は資料の提供を求めることができるものとする。

- 2 依頼施設は、実施施設から前項の規定による照会等があったときは、必要な情報を提供するものとする。
- 3 依頼施設は、前2項に規定する照会及び情報の提供について保護者に説明し、同意を得るものとする。
- 4 実施施設は、依頼施設に在籍する児童が、共同保育を利用したときは、依頼施設に、共同保育の保育状況等について情報を提供することができるものとする。

(個人情報の管理)

第7条 実施施設及び依頼施設は、共同保育の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理しなければならない。

- 2 実施施設及び依頼施設は、前項の個人情報について、共同保育の実施以外に使用してはならない。

(実施施設又は依頼施設が他自治体に所在する場合の取扱い)

第8条 市内に所在する実施施設が、他自治体に所在する施設・事業所を依頼施設としようとする場合は、実施施設の運営状況等を勘案のうえ、市長が認める場合に限り、依頼施設とすることができる。

- 2 他自治体に所在する実施施設が、市内に所在する施設・事業所を依頼施設としようする場合であって、共同保育に関し、実施施設が所在する自治体の定めにより提出した書類がある場合は、依頼施設の設置者は、当該書類及び当該自治体から受領した書類の写しを速やかに市長に提出しなければならない。

(共同保育の開始)

第9条 共同保育を開始しようとする実施施設は、共同保育を開始しようとする日が属する月の3月前の末日までに、共同保育の開始に関する事前協議書（様式第1号）を市長に提

出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議書の提出があった場合は、内容を審査し、その結果を実施施設の設置者に通知するものとする。
- 3 実施施設は、共同保育を開始した場合は、開始日から10日以内に、共同保育開始届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（共同保育の変更）

- 第10条 共同保育の開始後、共同保育の実施内容を変更（変更内容が軽微なものを除く。）しようとする場合は、変更しようとする日が属する月の3月前の末日までに、共同保育の変更に関する事前協議書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による協議書の提出があった場合は、内容を審査し、その結果を実施施設の設置者に通知するものとする。
 - 3 前項の通知があった実施施設は、変更日から10日以内に、共同保育変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（共同保育の廃止）

- 第11条 実施施設は、共同保育を廃止しようとする場合は、廃止しようとする日が属する月の前月20日までに、共同保育廃止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 2 実施施設及び依頼施設は、共同保育の廃止後、それぞれの施設において、土曜日又はお盆期間の保育を実施できる体制を整えなければならない。

（報告等）

- 第12条 実施施設又は依頼施設は、市長が共同保育の実施内容の確認のため、報告若しくは書類の提出又は施設への立入調査を求めた場合は応じなければならない。

（電子情報処理組織による書類の提出）

- 第13条 この要綱の規定により市に提出する協議書、届出書、書類及びこれらに係る添付書類の提出（以下「協議等」という。）については、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と協議等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた協議等については、書面により行われたものとみなして、当該協議等に関するこの要綱の規定を適用する。

（その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、共同保育について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月11日から施行する。